

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

宮崎県いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため。県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携	4
(5) 関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	4
2 いじめの防止等に関する措置	4
(1) いじめの防止	4
ア 児童生徒が主体となった活動	
イ 教職員が主体となった活動	
(2) いじめの早期発見	5
ア サインの共有	
イ 相談しやすい雰囲気づくり	
ウ アンケート調査	
エ 教職員間での情報の共有化	
(3) いじめに対する措置	5
ア いじめの発見、通報を受けた時の対応	
イ 情報の共有化	

ウ 事実関係についての調査	
エ 解決に向けた指導及び支援	
オ 関係機関への報告	
カ 繼続指導・経過観察	
(4) ネット上のいじめへの対応	8
ア ネットいじめとは	
イ ネットいじめの予防	
ウ ネットいじめへの対処	
3 その他の留意事項	
(1) 組織的な指導体制	9
(2) 校内研修の充実	9
(3) 校務の効率化	9
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	9
(5) 児童生徒会活動の活性化	9
(6) 地域や家庭との連携	9
(7) 関係機関との連携	9
4 重大事態への対処	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 基本方針の点検や必要に応じた見直し	10
資料1 「学校いじめ防止プログラム」	10 (別添)
資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	11
資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られる サインの確認表	13
資料4 教室や家庭等でのサイン確認表	14
資料5 いじめに対する措置 (緊急時の組織的対応)	15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(定義)

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることの理解を図ります。
- いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、いじめを受けている児童生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの児童生徒でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 全ての児童生徒が安心できる学校作りを目指します。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動、表情に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年・学部及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関との連携

児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。また教育相談の実施に当たり、医療機関などの関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

なお、年間3回（4月、8月、3月）とし、不登校はケース会議を兼ね、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】

管理職、生徒指導主事、教務主任、学部主事、特別支援教育コーディネーター、関係教諭

【緊急時の組織的対応】（「資料5 参照」）

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめの防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- アンケート調査の企画、調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置（「資料1、2 参照」）

(1) いじめの防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 総合的な学習（探究）の時間、保健体育、作業学習等における異学年との交流の実施
- 校外の小中学校との交流及び共同学習の実施
- 全校集会、学部集会での仲間づくり
- 自立活動での人間関係の形成やコミュニケーションの指導

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 校内研修の充実

(イ) 定期的に教育相談や個別面談週間を設け、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを

指す。また生徒等同士で悩みを聞き合い、相談しあうピア・サポート活動を推進する。

○児童生徒会による話し合い活動

○特別活動等での生徒等同士による話し合い活動の実施

○いじめに関するアンケート調査を兼ねた教育相談の実施

・児童生徒の実態を考慮し、聞き取り形式でのアンケート調査を学期1回実施する。

・聞き取りも難しい児童生徒については、学級担任、副担任の日常観察により報告する。

○保護者との個別面談期間の設定

・年間3回、個別の指導計画を確認する面談において、いじめ等についての相談も行う。

(ウ) 学級活動、ホームルームの時間を活用して、道徳教育、情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。また、いじめの理解やコミュニケーション能力を高めるための機会を生徒自身の手で企画実施する。

○学級活動、ホームルーム、集会を活用した道徳教育や情報モラル教育の時間設定

○集会活動での、児童生徒会役員による、いじめ防止への呼びかけ

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

○PTA総会や学校評議委員会での学校の方針説明

○オープンスクール等の実施

(2) いじめの早期発見（「資料3、4参照」）

ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

○校内研修における児童生徒の発する具体的なサインの作成

○職員朝礼、学年会議、学部会議における情報共有

○連絡帳、電話連絡、家庭訪問等での保護者との情報共有

イ 定期的に教育相談や個別面談週間を設け、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

○いじめに関するアンケート調査を兼ねた教育相談や保護者との個別面談期間（年2回）の設定

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。（無記名式）アンケート結果を踏まえて、教育相談に活用する。

○学校独自のアンケートの実施（6月、2月）

○県下一斉で行われるアンケートの実施（10月）

エ いじめ不登校対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

○いじめの相談窓口の設置

・窓口の担当者を、各学部の生徒指導部より1名ずつ選ぶ。

・窓口の設置を全校集会や学部集会等で周知する。

・相談の受付は、窓口担当者に直接相談するか、または学級担任や児童生徒が話しやすい職員をとおして相談する。

・保護者からの相談も受け付ける。（PTA総会等を通して周知をはかる。）

○職員朝礼、学年会議、学部会議、職員会議での情報共有

○入学及び進級時、学級編制時での情報の確実な引継ぎ

(3) いじめに対する措置（「資料5参考」）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

○いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

○発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実についていじめ不登校対策委員会を構成するいづれかの職員に速やかに通報する。

イ 情報の共有化

○アの通報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会及び
校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

○速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。

○調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。

○児童生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童生徒が安心して話ができるよう、担当する職員を選任し、聞き取りに当たる。

○必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

○事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。

○障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定する。

○いじめ不登校対策委員会の委員や学部、学年職員と連携して組織的な対応に努める。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図る。

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ不登校対策委員会で決定する。

・いじめ解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が少なくとも3ヶ月ない状態であることを確認する。

②被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

- ・いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・二次障がいの発生を防止する
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

- ・いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・じっくりと話を聞く。
- ・児童生徒の苦痛を受け止め本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導またはその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。
- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒や特別指導を行う

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・児童生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などの支援】

- ・教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

- ・被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに務める

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを継続的に行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

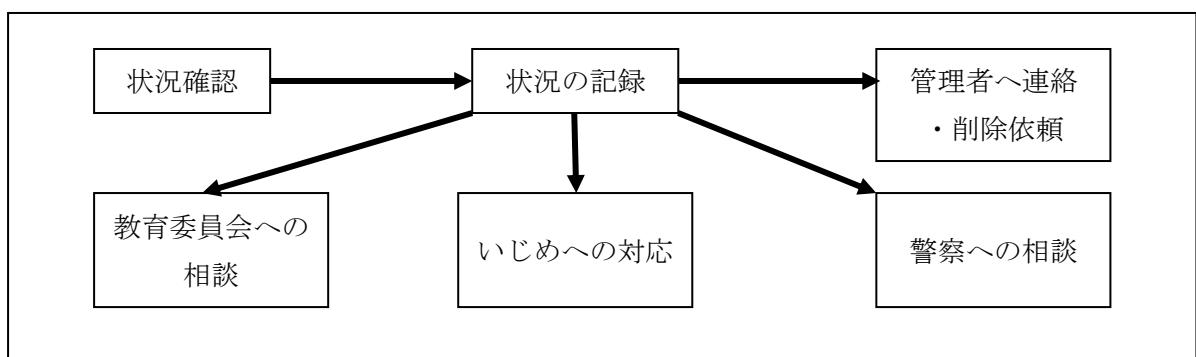
- 文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリング情報の提供や保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 学級活動、ホームルーム、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- 携帯電話会社や県教育委員会と連携し、教職員、児童生徒や保護者に対して新しい情報を提供する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学部、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや児童生徒の実態に応じた指導方法を身に付けさせるため、学校独自のアンケートの分析、本校の児童生徒の実態に即したコミュニケーション学習の事例づくり、児童生徒の発する具体的なサインの作成等の研修を計画的に実施していく。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 児童生徒会活動の活性化

児童生徒会が中心となって、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒同士でお互いの悩みを聞いたり、相談しあったりする活動を行うなど、いじめ防止に関する取組を充実させる。

(6) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとするため、PTAや学
校評議委員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体となって対応する。

① 教育委員会との連携

- ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

- ③ 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。
 - 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。
- (3) 事案についての説明に対して、関係機関より再度調査を求められた場合は、再調査を行う。

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意する。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

資料1 「みなみのかぜ支援学校いじめ防止プログラム」

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に指導体制を整えると同時に、いじめ防止プログラムを作成し、学部や学校全体でいじめの問題に取り組む。
(別添にて作成)

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し組織的に対応する。いじめに係わる情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

項目							
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。 はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。 一人一人を大切にした分かりやすい授業を進める。 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。 						
いじめ防止のための措置	<table border="1"> <tr> <td>教職員が主体となつた活動</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。(養護教諭) いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。(生徒指導担当教員) </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを児童生徒に対して訴え、学校全体に醸成する。 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。(管理職) </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 学級活動、ホームルーム、集会を活用した道徳教育や情報モラル教育 いじめ不登校対策委員会の実施 P T A 総会での学校の方針説明 学校公開（オープンスクール）の実施 児童生徒の発する具体的なサインの整理と共有 </td></tr> </table>	教職員が主体となつた活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。(養護教諭) いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。(生徒指導担当教員) 		<ul style="list-style-type: none"> 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを児童生徒に対して訴え、学校全体に醸成する。 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。(管理職) 		<ul style="list-style-type: none"> 学級活動、ホームルーム、集会を活用した道徳教育や情報モラル教育 いじめ不登校対策委員会の実施 P T A 総会での学校の方針説明 学校公開（オープンスクール）の実施 児童生徒の発する具体的なサインの整理と共有
教職員が主体となつた活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。(養護教諭) いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。(生徒指導担当教員) 						
	<ul style="list-style-type: none"> 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを児童生徒に対して訴え、学校全体に醸成する。 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。(管理職) 						
	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動、ホームルーム、集会を活用した道徳教育や情報モラル教育 いじめ不登校対策委員会の実施 P T A 総会での学校の方針説明 学校公開（オープンスクール）の実施 児童生徒の発する具体的なサインの整理と共有 						

早期発見のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 学校独自に作成したアンケート（聞き取り）を兼ねた教育相談の実施（児童生徒を対象） 県下一斎のアンケート（聞き取り）を兼ねた教育相談の実施（児童生徒を対象） 保護者との個別面談を実施（個別の指導計画確認時） 関係機関（ひまわり学園）や放課後支援・日中一時支援施設との連携 職員会議、学部会、学年会、教育課程検討委員会での情報共有 進級時の情報の確実な引継ぎ
------------	--

い じ め に 対 す る 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめと疑われる行為の発見、抑止。 ・児童生徒や保護者から、いじめの相談や訴えを真摯に傾聴する。 ・いじめの正確な実態把握、聞き取り場所、時間等への慎重な配慮。個別の聞き取り実施。 ・「いじめ防止等の対策のための組織（以下、組織）」つくり ・指導・支援体制を組む。（組織） ・子供への指導・支援を行う。 <p>（いじめられた児童生徒に対応する教員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全を確保し、徹底的に守り通すことを伝え不安を除去する。 ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。 ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。 <p>（いじめた児童生徒に対応する教員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは相手の人格を傷つけ、生命を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・必要に応じて、別室指導を行うなど、落ち着いて教育を受ける環境を整える。 ・指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署等と連携し対応する。 ・いじめの背景にも目を向ける。 ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などの確に発散できる力を育む。 <p>（学級担任等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。 ・いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。 <p>（組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、対応に困難のある場合のサポート体制を整える。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。 ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって適切に引継ぎを行う。 ・保護者と連携する。 <p>（学級担任を含む複数の教員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。 ・いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。 ・事実関係のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供する。
---	--

資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサインの確認表

※児童生徒のサインについては職員研修において内容の検討を行い、より本校の児童生徒の実態に即したものとしていく。

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことがある。多くの教職員の目で多くの場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン	チェック
登校時 朝のS.H.R	<ul style="list-style-type: none">・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。・教職員と視線が合わず、うつむいている。・体調不良を訴える。・提出物を忘れたり、期限に遅れる。・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室・トイレに行くようになる。・教材等の忘れ物が目立つ。・机周りが散乱している。・決められた座席と異なる席に着いている。・机・教科書・ノートに汚れがある。	
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・昼食を教室の自分の席で食べない。・用のない場所にいることが多い。・ふざけ合っているように見えるが表情がさえない。・衣服が汚れていたりしている。・一人で清掃している。・笑顔が見られない。	
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされるたりする。	

2 いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を確認する。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。	

資料4 教室や家庭等でのサイン確認表

※児童生徒のサインについては職員研修において内容の検討を行い、より本校の児童生徒の実態に即したものとしていく。

1 教室でのいじめのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。・壁や机にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

2 家庭等でのいじめのサイン

家庭等でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。・朝、起きてこなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあつたりする。・遊ぶ友だちが急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きをされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。	

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

